

会議の名称	第53回座間市個人情報保護審査会会議録		
開催日時	平成27年10月15日(木) 14時00分～15時10分		
開催場所	市役所5階 5-6会議室		
出席者	(委員) 長田会長、曾根副会長、齋藤委員、谷口委員、山口委員		
	(事務局) 谷田文書法制課長、白井情報公開係長、吉野主査		
	(実施機関職員) 安全防災課 大口交通防犯係長、財産管理課 安食主事、齋藤主事、医療課 森山医療対策係長、高橋主事		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	<p>1 諮問事項</p> <p>(1) 座間市個人情報保護条例(以下、「条例」という。)第9条第2項本文及び同項ただし書第1号から第5号までに該当しない個人情報の収集について、同条ただし書第6号の規定に基づく諮問及び同条第3項ただし書の規定に基づく本人通知の省略に関する諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラの適正な設置及び利用に関する事務 ・ 庁用自動車管理 ・ 休日急患センター管理 <p>(2) 条例第9条第2項ただし書第6号の規定に基づく諮問において、個別に諮問することを必要としない類型の追加に関する諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に設置した防犯カメラによる記録の類型 ・ 庁用自動車に設置したドライブレコーダーによる記録の類型 <p>2 報告事項</p> <p>条例第8条第3項の規定に基づく報告事項(新規、変更)</p> <p>3 その他</p> <p>特定個人情報保護評価実施報告</p>		
資料の名称	第53回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	<p>(会議結果)</p> <p>議題1</p> <p>(1) 本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認める。また、併せて本人通知を省略してよいものとする。</p> <p>(2) 個人情報の収集における個別に審査会に諮問することを必要としないものと認める。</p> <p>議題2</p> <p>条例第8条第3項の規定に基づき報告された案件については、意見はない。</p>		

(会議内容)

(事務局：谷田) 定刻となりましたので、第53回個人情報保護審査会を開催します。本日は、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例(以下、「条例」という。)第51条第2項の規定により、会議が成立することを報告します。それでは、条例同条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。

(会長) それでは、審議に移ります。諮問事項アについて事務局からお願いします。

諮問事項ア

《事務局説明、実施機関職員の補足説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。谷口委員。

(谷口委員) 情報提供希望者が、防犯カメラに記録された情報の提供を求める場合は、どのような手続きが必要ですか。

(実施機関：大口) 捜査関係事項照会書やそれに類する公的な書面の提出を受けて提供します。

(谷口委員) 次の諮問事項イの資料「座間市公用車ドライブレコーダーの設置等に関する要綱」には、データを提供した場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記載した記録書を作成しなければならないということが記載されていますが、この件について同様の記録を作成しますか。

(実施機関：大口) 提供先や提供の範囲が分るように提供の記録を作成します。

(谷口委員) その記録は、個人情報取扱事務登録簿の裏面にあります「使用する主な個人情報記録」に記載されるものですか。

(事務局：白井) 個人情報取扱事務登録簿は、本市が保有している個人情報を記載するものです。御指摘のあった提供の記録であるデータの範囲や提供先等の記録は、個人情報が記録されるものではありませんので、登録簿には記載しません。

(谷口委員) 提供した記録の保存や保管はどのようになりますか。

(実施機関：大口) 提供する際には、提供先である捜査機関等に対し、データの内容を確認した結果として使用しなかったデータは速やかに破棄するように依頼します。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。曾根委員。

(曾根委員) 条例化はこれからということですが、庁舎内に防犯カメラが既に設置されているようです。こちらとの関係はいかがですか。

(事務局：白井) 従前から庁舎や他の公共施設の管理の目的で、ライブ映像を監

視するタイプの防犯カメラを設置していました。庁舎については、監視するタイプの防犯カメラから録画して一定期間映像を保有するタイプの防犯カメラに切り替えるため、平成26年2月の審査会で諮問し了承していただいています。今回は、施設管理目的ではなく、新たに道路や公共の場の防犯を目的とした防犯カメラについての条例ですので、別に審議していただきました。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。谷口委員。

(谷口委員) 民間の防犯カメラが記録した情報を捜査機関等が収集したい場合、設置責任者の連絡先等を提供するのですか。

(実施機関：大口) 防犯カメラ設置者には、任意で設置届を本市に提出していただきます。その際、設置責任者の氏名、連絡先等の個人情報を届け出ていただきますので、この情報を提供します。

(齋藤委員) 設置責任者の氏名を捜査機関に提供することについて、設置責任者の同意を取るのですか。

(実施機関：大口) 設置届を受ける際には、捜査機関等の第三者に提供することについて本人同意を取る運用とします。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。山口委員。

(山口委員) 提供先での保存期間や消去方法など具体的な事項を定めた利用要領のようなものはありますか。

(実施機関：大口) 提供先での利用についての協定書や要綱は想定していません。二次利用をしないことや、必要な範囲内で適切に取り扱っていただくことなどを申し入れます。

(齋藤委員) 基本的に捜査機関は、取得した情報を目的外で使用しない、情報漏えいもしない、使用しなかったものは裁判等で出すことはないという内部のルールがあります。これを前提に、提供後の情報の利用や管理について、重々注意していただきたいと申し入れるということによろしいですか。

(実施機関：大口) そのとおりです。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。ないようですので、採決を行います。諮問事項アについて、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めてよろしいでしょうか。また、併せて本人通知を省略してよろしいでしょうか。諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、本件について、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めます。また、併せて本人通知を省略してよいものとします。なお、実施に当たっては、民間の防犯カメラの設置責任者の個人情報

報を第三者に提供することについて本人の同意を必ず取るとともに、このことについての個人情報取扱事務登録簿を作成することを申し添えます。諮問事項アについては、以上とします。

次に、諮問事項イについて、事務局からお願いします。

諮問事項イ

《事務局説明、実施機関職員の補足説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。谷口委員。

(谷口委員) 公用車にはドライブレコーダーを設置することが一般的になってきていますが、座間市の現状はいかがですか。

(実施機関：齋藤) 確かに近隣市で全車両に搭載しているところもあります。本市では、市長車、副市長車のほかごみ収集車、消防車両など財産管理課以外の車両も含めると120台ほどの車両がありますので、これから順次導入する予定です。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。なければ私から。

記録したデータの保管期間と記録媒体について教えてください。

(実施機関：齋藤) データの保管期間は機種によりますが、長いもので1週間程度のサイクルで上書きされます。記録媒体はSDカードです。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。ないようですので、採決を行います。諮問事項イについて、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めてよろしいでしょうか。また、併せて本人通知を省略してよろしいでしょうか。諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、本件について、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めます。また、併せて本人通知を省略してよいものとします。諮問事項イについては、以上とします。

次に、諮問事項ウについて、事務局からお願いします。

諮問事項ウ

《事務局説明、実施機関職員の補足説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。曾根委員。

(曾根委員) 休日急患センターを座間市医師会に委託しているのですか。

(事務局：白井) 休日急患センターの夜間運営と休日の医療は、委託ではなく、医師会が行っている座間市の補助事業となっています。

(実施機関：森山) 休日急患センターが入っている市民健康センターは市の施設ですが、休日急患センターの開設主体は医師会ですので、医師会が休日急患セ

ンターを運営している形態です。

(齋藤委員) 医師会が指定管理者なのですか。

(事務局：白井) 指定管理者はシルバー人材センターで、こちらが施設管理をしています。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。谷口委員。

(谷口委員) 防犯カメラの設置を施設内で告知しますか。

(実施機関：森山) 市の防犯カメラ設置要綱に基づき、防犯カメラ設置について施設内で告知します。

(谷口委員) 今回は犯罪防止という目的で精算窓口にカメラを設置するということですが、医療機関に監視カメラを設置する場合に医療クレーマー対策を目的とすることが一般的です。これは今回の設置目的とは異なりますが、良い機会ですので、医療機関という特性を考えますと、防犯以外の利用目的の可能性についても検討されるとよいのではないかと考えますがいかがですか。

(実施機関：森山) 今回、近隣市で精算窓口において暴行事件が起きたことを受けて犯罪を未然に防止する目的で設置します。ただいまの谷口委員の御意見を参考に、医療クレーマー対策としての使用につきましても今後検討させていただきます。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。なければ私から。

今回は休日急患センター内の防犯カメラ設置についての案件でしたが、施設によって管理者が違い、設置主体についても異なるということですか。

(事務局：白井) はい、施設ごとに管理者が異なります。今後、どの施設も従前から設置していました監視カメラを記録式の防犯カメラに順次変えていくと思われまますので、本日の諮問事項エで類型化を審議していただきます。ただし、谷口委員の御指摘にありましたように、施設ごとに性質が異なりますので、防犯カメラを設置する場合の目的や利用範囲について、個別に見極める必要があるということも事実です。防犯以外の観点からも、担当としてカメラ設置の目的を明確にしていくことが必要だと考えます。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。齋藤委員。

(齋藤委員) 画像記録、特に顔を識別できるような録画については犯罪の抑止や犯罪の証拠資料として確かに有効ですので、設置するカメラについては是非有効に使っていただきたいと考えます。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。ないようですので、採決を行います。諮問事項ウについて、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めてよろしいでしょうか。また、併せて本人通知を省略してよろしいで

しょうか。諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、本件について、本人以外からの個人情報の収集について相当な理由があると認めます。また、併せて本人通知を省略してよいものとしします。なお、医療クレーマー対策としての利用についても、今後検討してください。諮問事項ウについては、以上とします。

次に、諮問事項エについて、事務局からお願いします。

諮問事項エ

《事務局説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。谷口委員。

(谷口委員) 用語としての「施設」の定義を聞かせてください。

(事務局：白井) 「施設」とは、いわゆる公共施設という概念で考えています。

これは、市民が利用する公の施設と市庁舎のような公共施設を合わせた概念で、条例で定められたものを指します。また、市が物件を所有していない施設の場合、例えば子育て支援センターについては一部民間施設をお借りして設置運営していますが、これについても条例上の規定で公の施設に定義していますので、このようなものも含んだ広義の公共施設です。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。ないようですので、採決を行います。

諮問事項エについて、条例第9条第2項第6号の運用として、個人情報の収集における個別に審査会に諮問することを必要としないものと認めてよろしいでしょうか。諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、本件2件について、個人情報の収集における個別に審査会に諮問することを必要としないものの類型と認めます。諮問事項エについては、以上とします。本日の諮問事項は以上です。

続いて、答申書について事務局からお願いします。

(事務局) 本日の諮問事項に対する答申書案をお配りします。皆様にお目通しいただきました後、内容について御了承いただけましたら、会長に署名をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

《委員 答申書案を確認》

(会長) それでは、答申案について、御了承いただける方は挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、答申書を了承したこととします。

(会長) それでは、報告事項に移ります。報告事項アについて、事務局からお願いいたします。

報告事項ア

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項アについては以上とします。

次に、報告事項イについて、事務局からお願いいたします。

報告事項イ

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項イについては以上とします。

それでは、その他の事項に移ります。

その他ア特定個人情報保護評価実施の報告について、事務局からお願いいたします。

その他

《事務局説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。ないようですので、私から。

評価書はどのような形で公表しているのですか。

(事務局：白井) 市のホームページで公表しています。また、国の特定個人情報保護委員会へ報告しますので、そちらのホームページでも公表しています。

(会長) 前回、説明していただきましたが、特定個人情報保護評価の再評価について、改めて確認させてください。

(事務局：白井) 定期的な再評価は5年に一度となっています。また、情報漏えいなどの重大事故が起きた場合、評価の軽重を決めるしきい値が変更になる場合も再評価が必要です。なお、誤字脱字による修正や4月の人事異動で所属長の異動などの軽易な変更が生じた場合には修正となります。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。ないようですので、その他のアについては以上とします。ほかに事務局からありますか。

(事務局：白井) 行政不服審査法に関連する事項です。来年度4月に施行される行政不服審査法では、不服の申立を受ける場合、内部に審理員を置くことが規定されています。ただし、座間市個人情報保護条例及び座間市情報公開条例では既に不服審査の手続きを設けています。その場合は審理員を置かないで良い

という適用除外の規定があるため、条例の語句修正は発生しますが、制度についての変更はありません。次回審査会で改正内容について具体的に報告します。以上です。

(会長) ほかにありますか。なければ、本日の審議は以上で終了します。

《閉会》

連番	登録担当課	登録理由	登録番号	事務の名称	登録年月日	開始等年月日	収集先、収集方法	個人情報を取り扱う目的	利用課、提供先
1	企画政策課	市民アンケート	0201-121	（仮称）座間市個人番号の利用に関する条例に係るパブリックコメント実施に関する事務	平成27年9月1日	平成28年1月1日	本人	提出された意見に疑義が生じたときに連絡するため	
2	文書法制課	市民アンケート	0301-110	座間市個人情報保護条例の一部改正（素案）に関するパブリックコメント（意見公募）実施に関する事務	平成27年7月1日	平成27年7月13日	本人	提出された意見について疑義が生じた場合の確認及び回答のため	なし
3	安全防災課	市民アンケート	0404-133	（仮称）座間市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例骨子案に関する事務	平成27年8月19日	平成27年9月15日	本人	提出された意見に疑義が生じた場合の確認、応募条件を満たすかどうかの確認のため	なし
4	環境政策課	市民アンケート	0501-124	座間市地下水保全基本計画改定に係る意見公募（パブリックコメント）事務	平成27年8月25日	平成27年10月15日	本人	提出された意見に疑義が生じた場合の確認のため	なし
5	健康づくり課	市民アンケート	0601-151	市民健康及び食育等意識調査アンケート事務	平成27年8月28日	平成27年8月28日	戸籍住民課	市民アンケートを送付するため	
6	企画政策課	新規事業	0210-120	座間市総合戦略推進懇話会委員任用事務	平成27年6月25日	平成27年4月1日	本人	座間市総合戦略推進懇話会委員の選任、名簿管理及び報酬の支払	なし
7	健康づくり課	新規事業	0601-150	子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害に係る相談者情報管理事務	平成27年8月28日	平成27年8月3日	本人 保護者、健康づくり課	神奈川県子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害支援実施要項に規定する事項について確認した者について県からの照会に対し、その情報を県へ提供する。	神奈川県
8	介護保険課	新規事業	0607-169	頭と体の健康チェック及び脳いきいき運動教室	平成27年8月7日	平成27年5月1日	本人	教室参加者を把握し、効果測定アンケート、体力測定や個別評価等を実施し、その結果を基に健康指導をする。また、結果を集約し、認知機能に関する全体的な傾向を把握して対策を検討するため。	北里大学 医療衛生学部
9	学校教育課	新規事業	4102-135	中学校給食（選択式）事業に関する事務	平成27年6月17日	平成27年7月1日	本人 戸籍住民課、生活援護課、市立中学校、調理委託事業者	中学校給食の提供決定並びに学校及び事業者との申込み情報の共有	市立中学校 調理委託事業者

報告事項イ

個人情報取扱事務登録簿の変更登録（条例第8条第3項）報告事案

（別表2）

連番	登録担当課	主な変更理由	登録番号	事務の名称	開始等年月日 (変更年月日)	変更した項目等
1	国保年金課	意見を提出できるものの要件に「市内在勤」があるため、その要件確認のために「勤務先」を本人から収集する。	0606-158	座間市国民健康保険事業財政健全化計画に係る意見公募(パブリックコメント)実施に関する事務	平成27年10月15日	[根拠法令]変更:「座間市協働まちづくり条例」→「座間市市民参加推進条例」 [項目名]追加:勤務先
2	福祉長寿課	災害対策基本法の施行に伴う要綱の改訂及び事務の変更	0701-142	災害時避難行動要支援者登録事業及び情報の共有に関する事務	平成27年7月27日	記載内容全体に共通する事務対象の名称変更「要援護者」→「避難行動要支援者」 [根拠法令]追加:災害対策基本法第49条の10～第49条の13 [本人以外から収集する場合の条例適用号]追加:第1号(法令等による) [提供先]追加:座間警察署
3	障がい福祉課	管理する記録の形態を追加	0702-107	福祉タクシー利用券・自動車燃料助成事務	平成27年11月1日	[記録形態]追加:磁気ディスク
4	障がい福祉課	災害対策基本法の施行に伴う事務の変更	0702-140	災害時避難行動要支援者情報の共有に関する事務	平成27年9月4日	記載内容全体に共通する事務対象の名称変更「要援護者」→「避難行動要支援者」 [根拠法令]追加:災害対策基本法第49条の10～第49条の13、座間市災害時避難行動要支援者登録事業実施要綱 [取扱項目]追加:難病(特定疾患含む) [本人以外から収集する場合の条例適用号]追加:第1号(法令等による) [収集先及び収集方法]追加:障がい福祉課、システム [利用先]追加:福祉長寿課 [提供先]追加:災害対策本部、神奈川県警察、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及びその他の避難支援等の実施に携わる関係者 [提供項目]災害時要援護者リスト(平常時)に記載した項目